

契約からの暴力団等排除に関する特約

(総 則)

第1条 この特約は、この特約が添付される契約（以下「この契約」という。）と一体をなすものとして取り扱う。

(用語の定義)

第2条 この特約において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 発注者 東京都台東区をいう。
- (2) 受注者 東京都台東区とのこの契約の相手方をいう。
- (3) 暴力団 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。
- (4) 暴力団員等 暴対法第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。
- (5) 不当要求行為等 次に掲げる行為等をいう。
 - ア 暴力行為、脅迫行為又はこれらに類する行為
 - イ 威圧的又は乱暴な言動により嫌悪感を与える行為
 - ウ 正当な理由なく面会を強要する行為
 - エ 正当な権利行使を仮装し、又は社会的常識を逸脱した手段により金銭又は権利を不当に要求する行為
 - オ アからエに掲げるもののほか、作業現場の秩序の維持、安全確保又は作業の実施に支障を生じさせるもの
- (6) 法人の役員等 個人事業主、法人の代表者及び法人の役員（役員として登記又は届出がされていないが実質上経営に関与している者を含む。）又は支店若しくは営業所等を代表する者及び直接雇用契約を締結している正社員をいう。

(発注者の解除権)

第3条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、受注者に対して催告することなく、この契約を解除することができる。

- (1) この契約の契約期間において、受注者又は受注者の法人の役員等が、暴力団員等であるとき又は暴力団員等が経営に事実上参加していると認められるとき。
 - (2) この契約の契約期間において、受注者又は受注者の法人の役員等が、自社、自己若しくは第三者の利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用したと認められるとき。
 - (3) この契約の契約期間において、受注者又は受注者の法人の役員等が、いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員等に対して、金銭、物品その他の財産上の利益を与え、又は便宜を供与するなど、暴力団の維持若しくは運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
 - (4) この契約の契約期間において、受注者又は受注者の法人の役員等が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難される関係を有していると認められるとき。
 - (5) この契約の契約期間において、受注者が、下請契約、資材・原材料の購入契約又はその他の契約に当たり、契約の相手方が前各号のいずれかに該当するものであることを知りながら、当該契約を締結したと認められるとき。
- 2 受注者が、前項各号のいずれかに該当したときは、発注者が契約を解除するか否かにかかわらず、受注者は、契約金額の10分の1に相当する額を発注者の指定する期間内に支払わなければならない。
- 3 前項の規定は、受注者が第1項各号のいずれかに該当していたことが、この契約の契約期間満了後から5年間に於いて判明した場合も適用する。
- 4 受注者が、第1項各号のいずれかに該当した場合において、受注者が共同企業体であり既に解散しているときは、発注者は、受注者の代表者であった者又は構成員であった者に契約金額の10分の1に相当する額を請求することができる。この場合において、受注者の代表者であった者又は構成員であった者は、連帯して支払わなければならない。

(不当要求行為等を受けた場合の措置)

第4条 受注者は、この契約の履行に当たり、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) この契約に関して、不当要求行為等を受けたときは、毅然としてこれを拒否し、その旨を速やかに発注者に報告するとともに、警察に届け出ること。
 - (2) 下請業者又は工事関係業者（以下「下請業者等」という。）がある場合に、当該下請業者等が不当要求行為等を受けたときは、受注者に速やかに報告するよう指導すること。この場合において、受注者は、下請業者等から報告を受けたときは、速やかに発注者に報告するとともに、警察に届け出ること。
- 2 この契約に関して、受注者の下請業者等がある場合は、受注者は、下請契約等の締結に際して、前条第1項の解除権及び前項の規定により受注者が遵守を求められているのと同様の内容を規定しなければならない。
- 3 受注者が第1項各号に規定する報告及び届出を怠ったときは、発注者は、状況に応じて契約解除、入札参加除外措置、違約金の請求等、必要な措置を講ずることができる。受注者の下請業者等が受注者に報告しなかったことにより、受注者が発注者に報告できなかった場合も同様とする。
- 4 前条第2項から第4項までの規定は、前項の場合に準用する。